

## 58—10 P U D T

### 裁判所からの鑑定の嘱託

#### 1. 制度の概要

裁判所から特許庁に特許発明の技術的範囲等について鑑定の嘱託があったときは、特許庁長官は、3名の審判官を指定してその鑑定をさせなければならない（[特 § 71 の 2](#)、[実 § 26](#)、[意 § 25 の 2](#)、[商 § 28 の 2](#)）。

#### 2. 鑑定内容

鑑定を行う内容は、基本的には、[特 § 71 の 2](#)、[実 § 26](#)、[意 § 25 の 2](#)、[商 § 28 の 2](#)に規定された以下の(1)～(3)についてである。

- (1) 特許発明・登録実用新案の技術的範囲についての鑑定（[特 § 71 の 2](#)（[実 § 26](#)））
- (2) 登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲についての鑑定（[意 § 25 の 2](#)）
- (3) 商標権の効力についての鑑定（[商 § 28 の 2](#)）

いずれの場合も、3名の審判官により合議を行い、審判長が事務を総理する。

#### 3. 鑑定料及び鑑定の説明のための旅費について

##### (1) 基本的考え方

鑑定は、裁判の立証過程において必要があるとき、民事訴訟法の規定に基づいて行われていることであり、その鑑定に必要な費用は、当事者が支払うこととされている。

参考：民事訴訟費用等に関する法律

納付義務（[民訴費法 § 11](#)）、証人の旅費の請求等（[民訴費法 § 18](#)）、説明者の旅費の請求等（[民訴費法 § 19](#)）、調査の嘱託をした場合の報酬の支給等（[民訴費法 § 20](#)）

したがって、特許庁が行う鑑定に関しても、鑑定料及び鑑定に対する説明の際の旅費は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従って支払いを受けるもの

とする。

なお、裁判官が職権で鑑定を嘱託するときには、裁判所が定める者（当事者）が費用を支払うことになっている。

## (2) 具体的運用

ア 鑑定料については、判定の料金（40,000円／1件）と同様とする（※）。

（※） 料金の計算にあたっては、特許権1件に対するイ号1件の鑑定を鑑定事項1件とし、鑑定事項1件の料金を40,000円とする。したがって、例えば、2つの特許権に対して、イ号、ロ号、ハ号の3つの全ての組合せについて鑑定を求める場合は、鑑定事項は6（2×3）件となるので、料金は以下の計算となる。

$$40,000 \text{ 円} \times 6 = 240,000 \text{ 円}$$

イ 鑑定の説明を求められたときの旅費は、「民事訴訟費用等に関する法律」に従って裁判所から支払われる費用を使用することとする。したがって、特許庁からの旅費の支給は受けない。

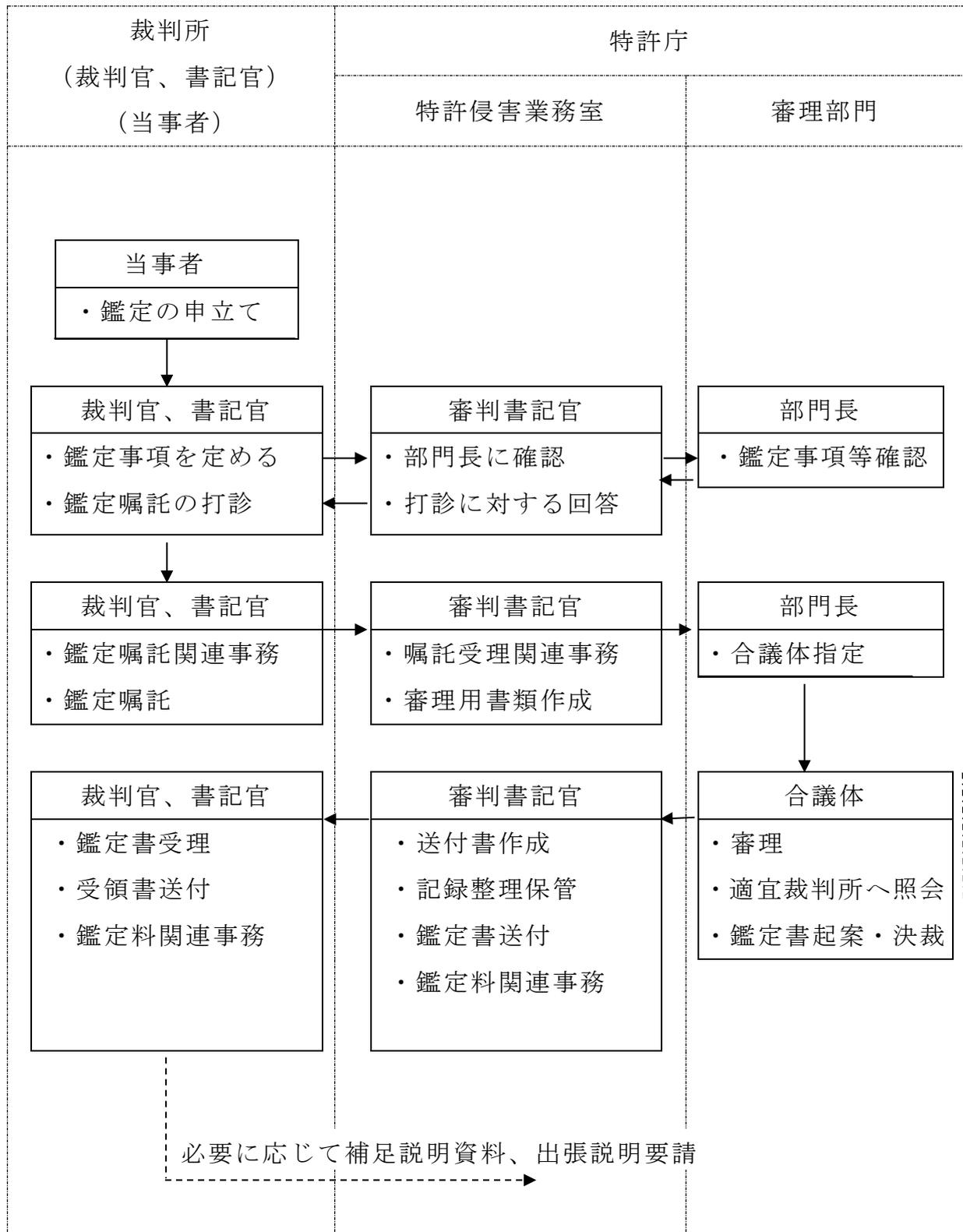
## 4. 鑑定嘱託書の管理について

鑑定嘱託書は、審理番号を付して管理する。

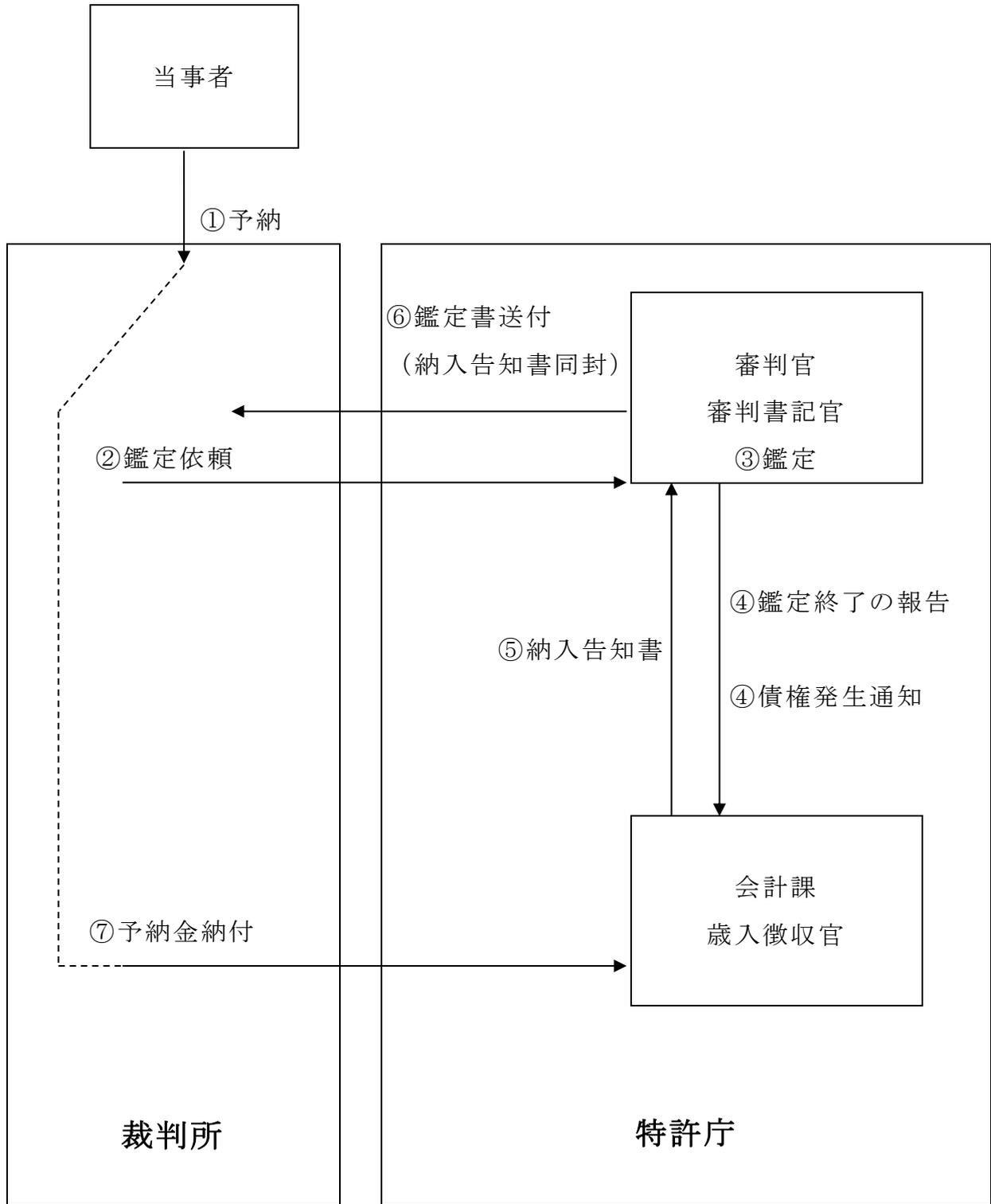
(鑑定〇〇〇〇－99〇〇〇〇号)

西暦 年ごとの通番

鑑定に係る業務フロー概略



鑑定料に係るフロー図



(注) ①～⑦は、手続の流れの順番であり、同じ番号は、同時に行うものである。

(改訂 R5. 12)